# CNIPA、商品取引市場の知財保護強化に向けて市場認定に係る管理弁法を改訂

2022 年 12 月 27 日
JETRO 香港事務所

2022 年 12 月 23 日、国家知識産権局（CNIPA）弁公室は、「**知財権保護規範化市場創出モデル管理弁法**」（《知识产权保护规范化市场创建示范管理办法》[1]）を発表した（本弁法の成文日は 13 日付け）。

本弁法は、CNIPA が 2016 年 4 月に公布した「知財権保護規範化市場認定管理弁法」（知识产权保护规范化市场认定管理办法[2]）（以下「旧弁法」という）を改訂する位置付けのものであり、全四章[3]35 条で構成されている。

以下、各章の概要を示す。

## 第一章「総則」（第一条～第八条）

本弁法は、「**“十四五”知財保護運用計画**」[4]（2021 年 10 月 国務院）等を実施し、「**創出モデル活動管理弁法（試行）**」（创建示范活动管理办法（试行）[5]）（2022 年 4 月 中共中央・国務院）等の要求を実現し、商品取引市場における知財権の保護と管理を強化し、オンラインとオフライン市場の一体的発展を促進し、公正で競争力のある市場環境を実現すること等を目的として制定された。

ここで、「知財権保護規範化市場」とは、当該市場の創出リストへの組入れが承認された商品取引市場であって、商品取引市場における知財保護の長期的な仕組みづくり等を推進するためのモデル及びベンチマークとしての役割を持つ国家レベルの知財権保護規範化市場である。

---

1 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/12/23/art_75_180978.html
2 ［原文］http://www.gov.cn/xinwen/2016-04/14/content_5064045.htm
3 第一章「総則」、第二章「実施プロセス」、第三章「組織とマネジメント」、第四章「附則」
4 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/28/content_5647274.htm
「商業、貿易流通分野の知財保護を強化し、商品取引市場における知財保護のための国家規範を制定し、知財権保護規範化市場の構築を継続的に推進し、消費市場を適正化する」旨の記載がある。
5 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/2022-04/28/content_5687832.htm

そして、「知財権保護規範化市場」の創出は、①市場運営者に対する知財保護メカニズム構築の指導、②知財保護体系の改善、③知財保護管理能力の向上、④知財保護意識の強化、⑤知財保護の満足度の向上、という課題に重点が置かれる。

また、(a) 適格性を有するオンライン及びオフラインの商品取引市場は、育成（培育）申請でき、(b) 育成に既に参加している市場は、その育成期間満了後に認定申請でき、(c) 既存の「知財権保護規範化市場」は、再審査が義務付けられている。

## 第二章「実施プロセス」（第九条～第二十八条）

育成申請、認定、再審査の 3 つのプロセスに分けられる。

### ■ 育成（培育）申請プロセス（第九条～第十四条）

育成申請の流れは次のとおり。申請主体（商品取引市場）による自主的な申請 → 各省（区、市）の知識産権局による申請要件の審査と CNIPA への推薦 → CNIPA による育成市場の承認 → 各省（区、市）の知識産権局による各市場の指導[6]（育成期間は原則 1 年間）

また、「知財権保護規範化市場」に育成申請する条件は次のとおり。

（1）申請主体（商品取引市場）は独立した法人格を有すること[7]

（2）市場の所在する地域や業界において大きな規模や影響力を有すること

（3）知財保護のための基本的な管理体制が整備されており、市場関係者の知財保護に対する意識が高いこと

（4）申請主体が人材、資金、情報等の面で知財保護のための資源や支援を提供可能であること

### ■ 認定プロセス（第十五条～第二十一条）

「知財保護規範化市場」として認定申請する条件は次のとおり。

（1）市場運営管理主体による知財保護の目的等の明確化や知財保護管理規程の策定

[6] 各省（区、市）の知識産権局は、各市場に策定させた業務計画に従って育成期間内に認定・レビューの要件を満たすよう各市場を指導する。

[7] ただし、オフライン商品取引市場は、固定された営業取引所を有しなければならない。また、オンライン商品取引市場は、電子商取引法の規定に基づく電子商取引プラットフォームとする。

（２）知財業務に精通した職員の配置や知財管理機関の設置

（３）事業管理過程における知財保護制度の確立と効果的な実施

（４）知財権に関する行政機関または司法機関との協力・協調メカニズムの構築

（５）知財保護の水準を評価・改善するためのシステムの確立

育成期間（原則１年間）満了後、各省（区、市）の知識産権局は、初期評価を実施し、合格した場合、CNIPA に推薦書等を提出する。そして、CNIPA は、原則として年一回認定業務を行う。その際、以下の基準で評価を行う。

評価の合計点＝（CNIPA が組織した専門家による評価[8]）×70%[9]＋
（当該市場での知財保護に対する満足度評価）×30%[10]

80 点以上の市場　　：合格（「知財権保護規範化市場」の称号を獲得）
60 点以上 80 点未満の市場：翌年も認定を申請可
60 点未満の市場　　：2 年以内の再申請不可

■　再審査プロセス（第二十二条～二十八条）

既存の「知財権保護規範化市場」は、その有効期間満了の 60 日前に、CNIPA からの通知に応じて、認定時と同様の評価を受ける必要がある。

80 点以上の市場　　：称号を維持し、有効期間が 3 年間延長
60 点以上 80 点未満の市場：是正後に検査に合格すれば、称号を保持可
60 点未満の市場　　：称号が取り消され、2 年以内に再申請不可

## 第三章「組織とマネジメント」（第二十九条～第三十三条）

- 各省（区、市）の知識産権局は、責任部署や責任者を指定し、「知財権保護規範化市場」の日常管理や業務指導を強化し、毎年市場の評価を CNIPA に報告しなければならない。また、当該市場で発生した重大な知財権侵害事例を速やかに報告しなければならない。
- 評価・認定の過程において、評価に対する不正行為や、侵害の繰り返し等によ

[8] 評価は「**知財権保護規範化市場認定基準**」（知识产权保护规范化市场认定标准）に基づき実施。
http://www.gov.cn/xinwen/2016-04/14/5064045/files/32ec8de1eadc4fe69359b9507089e755.pdf
[9] 旧弁法では「80%」
[10] 旧弁法では「20%」

る市場秩序の混乱が認められた場合には、「知財権保護規範化市場」への参加が取り消される。

- 「知的財産権保護規範化市場」の称号を獲得した市場において、①知財保護管理業務が継続的に実施されていない、②知財権侵害を巡る紛争に対して迅速かつ効果的な対応が取られていない、③侵害の繰り返し等により市場秩序の混乱が生じている、等の状況が認められた場合、各省（区、市）の知識産権局は当該市場に是正を命じる。
- 是正によっても要件を満たさない場合は、各省（区、市）の知識産権局は CNIPA に報告し、当該市場の称号を失効させるとともに、その旨を公表する。

第四章「附則」（第三十四条～第三十五条）

本弁法は公布の日から施行され、同時に旧弁法が廃止される。

なお、CNIPA が 12 月 26 日に発表した「『**知財権保護規範化市場創出モデル管理弁法』の解釈**」（《知识产权保护规范化市场创建示范管理办法》解读[11]）によれば、「知的財産権保護規範化市場」の数は現時点で 115 に達しており、「知的財産権保護規範化市場」の満足度評価では、2022 年は 88.8 点で、2015 年より 16.93 点高くなっており、優良な範囲に入ったと説明されている。

（以上）

11 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/12/26/art_66_180993.html